

公衆衛生専門職大学院連絡協議会 規約

第1条（名称）

本会は、「公衆衛生専門職大学院連絡協議会」と称する。

本会の英文名称は「Japan Schools of Public Health Alliance」とし、略称を「JaSPHA」とする。

第2条（目的）

公衆衛生専門職大学院連絡協議会（以下、本協議会とする）は、公衆衛生専門職大学院認証評価に係わる基準の検討、公衆衛生専門職大学院における教育の連携の検討及び情報共有などを通じて、我が国の公衆衛生専門職大学院の教育研究の質の向上と発展に寄与することを目的とする。

第3条（活動）

本協議会の活動は、以下の通りとする。

- （１）公衆衛生専門職大学院認証評価に係わる基準の検討
- （２）公衆衛生専門職大学院における教育の連携の検討
- （３）その他、公衆衛生専門職大学院に共通の問題の検討及び本協議会が必要と認める活動

第4条（会員資格）

本協議会の会員は、文部科学省により認可された公衆衛生系の専門職大学院（専攻あるいは研究科など）とする。

第5条（各会員の担当代表者）

各会員は、本協議会の担当代表者を1名選出することとする。

第6条（会員の責務）

会員は、本協議会の目的に賛同し、次の責務を負う。

- （１）本協議会活動への積極的で協力的な参加
- （２）本協議会の活動推進のための提案及び協力

第7条（入会）

本協議会には、第4条に定める会員資格を有し、本協議会の会員の過半数の承認を得た場合に入会することができる。

第8条（退会）

会員は、退会届を提出して、会員の過半数の承認を得ることにより退会することができる。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- （１）本協議会の目的にふさわしくない行為を行ったとき。

- (2) 本協議会の活動を妨げるような行為を行ったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条（世話人）

- 1 本協議会に、代表世話人を置く。
- 2 代表世話人の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 全会員と連携のうえ、本協議会の事務局機能を担うこと。
 - (2) 会務をとりまとめ、会議の議長を務めること。

第11条（総会）

- 1 本協議会は、年一回、総会を開催するものとする。
- 2 総会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会員の入退会
 - (2) 代表世話人の選出
 - (3) 規定の制定及び改定
 - (4) 活動計画及び活動報告
 - (5) 予算及び決算
 - (6) その他、本協議会の運営に必要と認められる重要事項

第12条（臨時会議）

会員の要請により、臨時会議を開催することができる。開催方法は、対面開催、オンライン形式開催及び書面開催を可能とする。

第13条（議決権）

総会及び臨時会議における議決権は、各会員につき一票とする。

第14条（議決手続）

- 1 本規定の改定を除く議決は、出席した会員の過半数の賛成により成立するものとする。ただし、当該議決にあたっては、十分に議論を尽くし、可能な限り会員全員の一致を期するものとする。
- 2 本規定の改定は、会員総数の三分の二以上の賛成を必要とするものとする。ただし、改定にあたっては、可能な限り会員全員の一致を期するものとする。

第15条（事業年度）

事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

本規定は、2025年10月3日より施行する。

当面は、会員各自の持ち出しにより諸活動を行い、予算は設けないものとする。